

# 札幌司法書士会ADRセンター災害紛争解決手続に関する特例規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、札幌司法書士会ADRセンター設置規則（以下「設置規則」という。）第22条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）に起因する紛争を、激甚災害により被害を受けた者（以下「被災者」という。）が調整することを支援するための紛争解決手続の運用に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この規程は、激甚災害に起因する紛争を被災者が調整することを支援するため、札幌司法書士会ADRセンター（以下「センター」という。）において実施される紛争解決手続及びその他の業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (対象)

第3条 この規程の適用については、激甚災害に起因する紛争の調整を目的として被災者から紛争の相手方に対し申立てられた紛争解決手続（以下「災害紛争解決手続」という。）を対象とする。

### (用語)

第4条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、設置規則及び札幌司法書士会ADRセンター運営規程（以下「運営規程」という。）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

### (通則)

第5条 この規程はセンターにおける災害紛争解決手続の特例を定めるものであり、この規程に定めない事項については、設置規則、運営規程、札幌司法書士会ADRセンター手続実施規程（以下「実施規程」という。）、札幌司法書士会ADRセンター文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）、札幌司法書士会ADRセンター利用負担金規程（以下「利用負担金規程」という。）、札幌司法書士会ADRセンター旅費日当支払規程（以

下「旅費日当規程」という。), 札幌司法書士会ADRセンターに関する苦情対応窓口設置規程(以下「苦情対応窓口設置規程」という。)の定めるところによる。

## 第2章 特例

(費用の特例)

第6条 災害紛争解決手続については, 紛争解決手続を申立てた被災者及び紛争の相手方(以下「当事者」という。)の手数料等その他の費用の一切を無料とし, センターは, 利用負担金規程第4条に規定する利用負担金を当事者から徴収しない。

## 第3章 雑則

(規程の改廃)

第7条 この規程を改正し又は廃止するときは, 理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は, 平成31年4月1日から施行する。